

令和5年度第2回医道審議会 歯科医師分科会歯学生共用試験部会	資料3
令和5年12月13日	

共用試験実施機関の指定に関する意見（案）

令和5年●月●日

医道審議会歯科医師分科会歯学生共用試験部会

歯科医師法第十七条の二第一項に規定する大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令（令和5年厚生労働省令第138号。以下「共用試験省令」という。）第2条第1項の規定により、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構（以下「機構」という。）を同項に規定する共用試験実施機関として指定して差し支えない。